

経営支援の取組み等について

機 関 名	基本方針	具体的な取組等
(株) 足利銀行	<p>中小企業金融円滑化法終了後も、「中小企業者等に対する金融円滑化に関する方針」に基づき従来同様の対応を継続しております。</p> <p>〈方針抜粋〉</p> <p>当行は、地域金融機関として、取引先の経営改善に向けた支援活動を通じて、取引先の再生を図り、地域経済の活性化に寄与いたします。</p> <p>そのため、当行では、取引先の経営課題の把握と分析に努め、適切な助言などにより取引先自身の課題の認識を深めつつ取引先自身による主体的な改善取組みを促し、最適なソリューションを提案・実行するというコンサルティング機能を発揮し、取引先の経営改善支援に取り組んでまいります。</p>	<p>融資第二部を経営改善・事業再生支援の専門部署として営業店と本部が連携して事業再生支援をおこなっています。</p> <p>平成 24 年度の経営改善支援・事業再生への主な取組みとして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画の策定完了 154 先 ・中小企業再生支援協議会の活用先数 96 先 ・DDS（デット・デット・スワップ）の実施先数 3 先 <p>25 年度においても引き続き対応を実施いたします。</p> <p>また、他の金融機関との連携を進めながら、経営サポート会議等の機会も活用し、条件変更や経営改善支援への取組みを継続するとともに、外部機関（地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業再生支援協議会等）との連携や 8 月に創設された中小企業再生ファンドの活用を行いながら、取引先の経営改善支援に取り組めます。</p>
(株) 栃木銀行	<p>弊行は、地域金融機関として金融の円滑化を最重要課題と位置づけ、金融仲介機能を十分に発揮する事で地域経済の活性化に取り組んで参りました。金融円滑化法終了後も何ら変わる事なく、引続き他の金融機関との連携を図りながら、円滑な資金供給や返済条件変更等、金融の円滑化に努めてまいります。</p> <p>営業店・ローンプラザには、継続して「ご返済相談窓口」を設置しております。お客様のご返済相談や経営相談・経営改善支援等について、引続き対応させていただきます。</p>	<p>弊行は、従来より、経営改善支援の専担部署である企業支援室が中心となり、中小企業再生支援協議会や外部コンサルタントと連携しながら、経営改善計画の策定を支援するとともに、計画に準じたりスケジュールの実施や、DDS・会社分割等の金融再生手法を使った再生にも取り組んでまいりました。</p> <p>今後も引続き、これまでに培った経験やノウハウを活かした経営改善・事業再生支援に取り組む事はもちろん、お客様の特性に合わせ、中小企業再生ファンド、東日本大震災事業者再生支援機構、地域経済活性化支援機構、経営改善支援センター、経営サポート会議等、新たにできた制度や機能を十分活用し、経営改善・事業再生に取り組んでまいります。</p>
足利小山信用金庫	<p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫は、協同組織の地域金融機関として、経営不振に陥っている融資取引先の経営改善に向けた支援活動を通じて取引先企業の再生を図り、地域経済の活性化に寄与するものとする。 ・経営不振に陥っている融資取引先に対して、経営改善計画策定のための支援および経営改善実行のための助言・進捗管理を行うことにより、融資取引先の「業績向上」「経営安定化」「事業継続」に資することとする。 <p>(金融円滑化法終了後の対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融円滑化法期限到来後も、これまでと同様に、関係金融機関と十分連携を図り、貸付条件の変更や円滑な資金対応に努めてまいります。 ・様々な経営課題や問題を抱えるお客様につきましては、お客様の立場に立って、最適な解決策を提案できるよう、外部専門家や外部機関等も活用しながら、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。 ・当金庫は、協同組織の地域金融機関として、相互扶助の経営理念の下、こうした取組みを自ら社会的使命と考えており、これまで同様、中小企業等の金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外部機関の積極活用 <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関の積極活用の際し、外部機関活用マップや外部機関活用フロー表等を作成し、取引企業の業況、条件変更等を含め、企業の規模や抱えている問題点、課題点、ならびに外部機関の特性や内容に応じ企業の実態に合ったコンサルティングが行える取組を実施しております。 2. 産学連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地元大学と産学連携のもと、企業の技術相談、共同研究等企業の技術相談窓口として活用しております。 3. 各種認定・認証取得サポート <ul style="list-style-type: none"> ・企業の課題解決に向けた提案、アドバイスに加え、企業の強み（経営資源）の発見、発掘を通して経営者のモチベーションアップを図り、企業の付加価値向上の一助として経営革新計画（中小企業新事業活動促進法）をはじめ様々な認定、認証取得のサポートを実施しております。 4. 金融円滑化法終了後の対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・金融円滑化法終了後の対応については、当金庫のホームページに掲載すると同時に、既に条件変更等を実施している中小企業者等に対し、平成 25 年 3 月中に全戸訪問し、当金庫の「中小企業金融円滑化法の期限到来後における対応について」説明を実施しております。
佐野信用金庫	<p>(地域金融円滑化のための基本方針)</p> <p>当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注し取り組んでまいります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様からのご返済条件の変更等のお申出に対してはできる限り対応するなど、従来からの方針に変更はございません。また、他の金融機関などと十分に連携を図りながら、ご返済条件の変更や円滑な資金供給に努めてまいります。 2. 当金庫は、お客様からの資金に関するご相談や、ご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱える課題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。 3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客様の経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案し、支援してまいります。

機 関 名	基本方針	具体的な取組等
栃木信用金庫	<p>1. 支援方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融円滑化法終了後も、顧客への対応方針は変わらない。引き続き、外部機関とも十分連携を図るなど、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めます。 ・地域密着型金融機関として地域の企業等に対する経営支援、地域経済の活性化等に対して貢献します。 <p>2. 相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客からの資金需要や貸付条件の変更等の申込の際には、これまで同様、顧客の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて柔軟に取り組みます。 ・事業承継、業種転換、廃業支援等に対しては、支援担当部署、外部専門家（会計士、中小企業診断士等）活用による計画を策定します。 	<p>1. 個別与信管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善・再生計画の進捗状況、与信状況等を勘案したうえで個別に協議。 ・企業ライフサイクルに応じた取引先支援の一層強化。 <p>2. コンサルティング機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画書の策定支援、工場の採算性や在庫削減に向けての指導、労務対策、営業支援等を行う。 <p>3. 事業再生支援の強化に向けた態勢整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部担当グループと営業店との連携を強化。 ・経営革新等支援機関に認定されたことにより、顧客に対して専門性の高い支援を行う態勢を強化。
鹿沼相互信用金庫	<p>1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後も、これまでと何ら変わらず、関係機関と十分な連携を図りながら、貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めてまいります。</p> <p>2. 従来から取り組んでいるコンサルティング機能をより一層発揮し、外部専門家や外部機関を活用しながら、十分な時間をかけて、お客様の立場に立って最適な解決策を提案するとともに、それらの実行支援を行ってまいります。</p> <p>3. 「地元の繁栄なくして当金庫の発展はない」という経営理念のもと、地域への安定した資金供給を社会的使命と考え、今後も一貫して地域金融の円滑化に真摯に取り組んでまいります。</p>	<p>1. 態勢整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営支援の専任部署として審査管理部内に支援グループを設置 ・経営支援に係る人材の育成 ・金融円滑化法期限到来後の対応について、役職員・お客様への周知徹底 <p>2. 経営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画策定支援（認定支援機関） ・経営相談会の開催 ・新規融資を含む積極的な資金供給 ・ABL、資本金借入金、事業再生ファンドの活用 ・ビジネスマッチングによる販路開拓支援 ・公的助成制度の紹介 ・事業承継、転業、廃業への協力 <p>3. 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県中小企業再生支援協議会との連携 ・栃木県中小企業診断士会との業務提携 ・とちぎ中小企業支援ネットワークの活用
大田原信用金庫	<p>当金庫は、「地域社会繁栄の奉仕と共に信頼と協力に応える」、「中小企業の健全な育成発展に貢献する」という経営理念のもと、こうした取組みを社会的使命と考えており、中小企業金融円滑化法の期限到来後もこれまでと同様に中小企業者等への金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。</p>	<p>1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、これまでと変わらず、引続き、他業態も含め関係金融機関と十分な連携を図りながら、ご返済条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。</p> <p>2. 当金庫は、お客さまからの資金に関するご相談や、ご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまが抱える問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。</p> <p>3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、外部専門家や外部機関も活用しながら、お客さまの立場に立って最適な解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。</p>
烏山信用金庫	<p>地域の中小企業者の経営改善支援や、企業のライフサイクルに応じた経営支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであり、地域の中小企業者の経営支援に積極的に取り組みます。</p> <p>取引先企業への経営支援に当たっては、顧客の話をよく聞き、抱えている経営上の問題を十分に把握しつつ、その解決に向けて一緒に考えるきめ細かな取組を継続的に実施していきます。また、外部の支援機関や専門家との連携を図りながら、課題解決に向けて顧客の主體的な取組みを最大限支援します。</p>	<p>1. 経営改善支援・事業再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部の経営改善支援担当と営業店との連携によるきめ細かな経営改善支援の実施 ・中小企業診断士等の外部専門家と連携した経営課題に対する相談・改善支援、経営改善計画の策定支援 ・中小企業再生支援協議会等の支援機関やとちぎ中小企業支援ネットワークと連携した事業再生支援 ・DDS、再生ファンドなど様々な再生手法の活用 <p>2. 経営相談・販路拡大等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人栃木県中小企業診断士会との連携による経営相談会の実施 ・県内金融機関との共催によるビジネスマッチング

機 関 名	基本方針	具体的な取組等
真岡信用組合	<p>当組合は、中小企業金融円滑化法期限到来後も、地元で健全な事業を営む中小企業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地元事業者の経営相談・経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことの重要性を認識し、お客様と目線を合わせ貸付の条件変更等の申込手続に対して適切かつ積極的に取り組んでまいります。</p>	<p>当組合は、経営改善支援について本部内に管理課（経営支援）を設置し、専担者を配置、各営業店と連絡を密にし、又外部機関と連携し、経営改善計画書の策定支援、貸付の条件変更（リスケジュール）に取り組んでいます。</p> <p>今後も継続して経営改善支援・事業再生の取り組みに対して態勢を強化し、各外部機関（中小企業再生支援協議会・経営サポート会議等）の制度・機能を活用するとともに、創業・新事業に対する融資、中小企業事業者の成長段階における支援等についても積極的に取り組んでまいります。</p>
那須信用組合	<p>当組合は、地域に根差し、地域に開かれた、積極的な地域貢献への取組を行うことが、協同組合金融機関としての最も重要な社会的役割の一つと認識し、金融円滑化管理方針に基づいて、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。</p> <p>中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、当組合のお客様への対応方針が変わることはありません。</p> <p>金融円滑化管理方針を全役職員に周知徹底し、組織をあげて金融円滑化に取り組んでまいります。</p>	<p>当組合では、外部機関等と連携して迅速な事業再生を図る目的として、本部融資部内に「事業再生支援チームなすしん」を創設しております。同チームは融資部3名のほか、全営業店に配置している「経営改善支援担当者」9名を所属させ、本部職員が主体となり営業店と一体となって事業再生計画の策定などの事業再生支援に取り組むことにより、サポート機能を強化しております。</p> <p>また、地元中小企業者に対する資金ニーズへの対応、震災復興支援に対して、積極的推進を図るため、本部営業推進部内に「チームHOT」を創設致しました。現在担当役員及び担当部長を含め5名体制をとっており、那須地区、旧黒磯地区、旧西那須野・矢板・大田原地区に担当者各1名を配置し中小企業者支援に取り組んでおります。</p>
(株) 日本政策金融公庫 宇都宮支店	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公庫では、お客さまへの経営改善・資金繰り支援を進めていくにあたり、セーフティネット貸付、資本性ローンを積極的に活用・周知していきます。 ・金融円滑化法の期限到来後も、お客さまからの相談に、引き続き親切かつ迅速に対応し、円滑な資金供給や条件変更など、政策金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めていきます。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・全支店（国民生活事業及び中小企業事業）に相談窓口を設置しました。 ・中小企業・小規模事業者の皆さまからの融資相談及び条件変更に、個別事情を踏まえ、迅速かつきめ細やかな対応を行っています。 2. 中小企業・小規模事業者に対する関係施策及び相談窓口設置のプレス発表・ホームページ掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者に対する関係施策の周知として、「セーフティネット貸付（経営環境変化資金）」、「資本性ローン（挑戦支援資本強化特例制度）」、「企業再建・事業承継支援資金」の概要及び「経営改善・資金繰り相談窓口」の設置をプレス発表・ホームページに掲載いたしました。 3. 中小企業支援ネットワーク会合における貸付制度の説明・周知 <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業支援ネットワーク」の会合の場において、資本性ローン等について説明し、制度の周知に努めています。
(株) 商工組合中央金庫 宇都宮支店	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善支援・事業再生支援については従来から重点施策として注力してきましたが、中小企業金融円滑化法終了や取引先の早期再生支援の重要性を踏まえ、地域金融機関や再生支援協議会等の外部機関との連携を更に強化しつつ、中小企業の事業再生をより一層積極的に推進していく方針です。 ・事業再生に取り組む事業者に対しては、その置かれている経営環境を斟酌し事業者の立場に立った懇切・丁寧・迅速な対応を徹底いたします。その上でコンサルティング機能を活用し経営課題の把握・共有を図ったうえ、課題解決に向け地域の関係者と緊密に連携しながら、本支店一体となり経営改善計画の策定支援や多様な再生手法等を検討し支援していきます。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営改善計画の策定支援から計画達成までの一貫した総合支援策をより積極的に行うため、「再生支援プログラム」として事業再生の取組をパッケージ化しております。 2. 公的な事業再生支援機関を活用した取引先の再生ニーズは従来に増して高まっており、このようなニーズに対して迅速な対応を図る一方、各機関の特徴を踏まえ、中立公正な第三者機関として連携を図ります。 3. 地域金融機関と連携協調し、地域金融機関の有する豊富な地域情報、リレーション力を活用し、取引先の再生支援をより効率的なものとしします。
栃木県中小企業再生支援協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 質・量の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・全国で年間3,000件を支援目標件数として必達を目指す。 ・中小企業、小規模事業者に適した再生手法を用い、DDS等による質の高い再生計画の推進を図る。 2. 経営改善計画策定支援事業との一体的運用 <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画策定支援事業の金融機関、関係機関への周知徹底を図る。 ・協議会事業とのすみ分けを含め、事前協議、相談しやすい環境づくりを目指す。 3. 中小企業支援ネットワークに基づいた金融機関・関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会事業の質・量の充実および経営改善計画策定支援事業の積極的な活用を推進するため、金融機関、各関係機関とのより一層の連携強化を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 窓口相談業務の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関向けセミナー、情報交換、相談会の開催 ・協議会人材の育成（セミナー、研修への参加） ・案件処理期間の短縮 2. 関係機関との業務連携 <ul style="list-style-type: none"> ・他県協議会、全国本部との情報交換、連携の強化 ・地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構との連携 ・とちぎ中小企業支援ネットワークとの連携 3. 広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・新聞、広報誌への掲載、広告、パンフレットの配布

機 関 名	基本方針	具体的な取組等
(株) 東日本大震災 事業者再生支援機構	<ul style="list-style-type: none"> 当機構は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負いながら被災地において事業再生を図ろうとする事業者を対象に、債権買取り等の業務を通じて債務の負担を軽減しその再生を支援することを目的として、法律に基づき平成 24 年 2 月 22 日に設立されました。支援決定数は平成 25 年 5 月末現在で 200 件に達し、事業者からのご相談件数も 1,200 件を超えましたが、被災事業者数に照らせば「ようやくスタート台に立てた」ところと考えております。 当機構では（最長で）15 年という期間の中で回収可能性を考え、復興実現のシナリオである事業計画を、過去の収支実績等に過度にとらわれず、経営者と向き合いながら、事業の将来性を重視して共に策定いたします。 今年度から再生税制の全面適用（評価損の反映と期限切れ欠損金の優先利用）が認められるという追い風もあり、こうした機構の特徴を東日本大震災の被害を受けた栃木県の事業者の皆様に最大限に活用していただくべく取り組みを行ってまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> 当機構は県内ではまだまだ知名度が低いことから、事業者への支援を実現するため、地域の行政機関や商工会議所・商工会、金融機関、各種団体等との連携を図りながら、支援チャネルの拡大に向けて活動を行ってまいりましたが、その結果、栃木県内で 6 件（本年同 5 月末現在）の支援決定を行ったほか、支援決定に向け相談をいただいている先も少なくありません。 支援決定先については、事業再生計画の策定支援からスタートし、事業者の状況に応じて、震災前債権の買取り、元金支払猶予、利息減免、一部債務免除、新規融資への保証、出資一部債務免除等、事業者の再生に向けてさまざまな支援を行っております。 当機構の役職員は公認会計士、弁護士、再生支援機関出身者や金融機関出向者等の専門家で構成されており、事案によっては監査法人等の外部機関を活用するなどして専門的なアドバイスを提供する体制を整えておりますので、中小事業者再生支援のメニューのひとつとしてどうぞお気軽にご相談ください。
(株) 地域経済活性化支援機構	<ol style="list-style-type: none"> 先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造 個別企業の再生のみならず、地域産業や企業グループなどの一体的再生や業態変革・業界再編なども視野に入れ、官民の英知を結集し成功事例を創出することで、経済の新陳代謝と活性化に資する先導的なモデルの創造に取り組みます。 事業再生・地域活性化ノウハウの蓄積と浸透 機構がもつ多様な枠組み・機能や他の支援機関との連携などにより、事業再生・地域活性化ノウハウの全国的な蓄積と浸透を図ることを通じて、地域において自律的かつ持続的に事業再生・活性化が行われるよう、触媒としての役割を果たします。 専門人材の確保と育成、および地域への還流 事業再生・地域経済活性化に不可欠な専門人材と経営人材の確保と育成を図るとともに、地域にこうした人材を還流させる機能を果たします。 	<ol style="list-style-type: none"> 事業再生支援業務については、平成 25 年 3 月の法改正により、当機構による支援期間は 3 年以内から 5 年以内へと延長され、中小企業者等に対するより足の長い事業再生支援が可能となりました。また、支援決定時等における対象事業者名の公表についても、大規模事業者以外の事業者については一律の公表義務が無くなったことから、名称を公表することなく支援を受けることが可能となりました。 地域の様々なニーズを受け止めるため、機構に「地域活性化オフィス」を新たに設置しました。金融機関等の専門人材を配置し、地域活性化に資する業務及び中小企業や金融機関からの相談受付、中小企業再生支援協議会との連携等の業務を行っていきます。地域の実情や金融機関のニーズにきめ細かく対応していきたいと考えておりますので、前広にご相談していただくようお願いいたします。 <p>(HP) http://www.revic.co.jp/index.html</p>
(一社) 栃木県商工会議所連合会	<p>県内 9 商工会議所による企業活動全般に対する支援の実施 金融・税務・経営・労務・商取引などの相談業務のほか、各種講演会・講習会等の開催を行っており、専門家による高度な経営支援も行います。</p> <p>また、金融・税務・経営・労務などの経営支援や地域開発などに関する意見要望などをとりまとめ、関係機関に対し提言要望活動を実施することにより、商工業者が抱える諸課題の解決を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各商工会議所中小企業相談所による各種経営改善事業の実施 各種融資制度の斡旋 記帳相談や記帳代行などによる税務活動支援 栃木県中小企業再生支援協議会との連携による支援 その他、関係機関との連携による経営支援事業の実施
栃木県商工会連合会	<p>地域に根づいた経営相談所として、経営改善計画書の策定支援をはじめ、金融・税務・経理・経営・労務等に関するあらゆる相談にお応えします。</p> <p>経営改善や資金繰りのために必要となる資金について、経営計画書の策定支援とともに、国・県・市町の制度融資をはじめ金融機関の制度融資など、用途に合った金融制度の選定や斡旋を行います。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 県内 35 商工会の経営指導員が事業所を巡回しながらご相談に応じます。また、経営改善特別相談窓口を常時設置しており、経営指導員が相談に応じています。 ご相談の内容に応じて個別専門家派遣を行い、経営課題の解決に向け支援を行います。 専門家派遣相談の他に、緊急を要する相談に専門家が直接電話等で対応するダイレクト相談や、経営安定特別相談事業を行っています。 とちぎ中小企業支援ネットワークの会員となっている機関との連携により、あらゆる施策を活用し経営改善の支援を行います。 貸し渋り・貸しはがし問題の状況を監督官庁の求めに応じて報告しています。

機 関 名	基本方針	具体的な取組等
栃木県中小企業団体中央会	<p>中小企業の連携組織支援機関として、組合等の経営・経理・税務・金融などの相談に応じるほか、国・県等の融資制度の紹介をはじめ、商工組合中央金庫と緊密な連携を取りながら支援を行います。</p> <p>また、国や県に対して、金融施策の柔軟かつ迅速で幅広い対応を図るよう要望活動を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合等への巡回指導を通じての支援をはじめ、常時、相談室を設置し、相談に応じております。 ・組合運営の中で、高度な会計・税務・法律等の問題については、税理士や弁護士等の専門家から指導をいただきます。 ・中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関として、組合等構成員企業等の事業計画策定を行います。 ・とちぎ中小企業支援ネットワーク会員機関との相互連携強化により、中小企業等の支援を行います。 ・金融の円滑化と中小企業支援策に関する説明会を実施しました。 ・国や県に対して、制度融資の拡充をはじめとした金融施策の柔軟かつ迅速で幅広い対応を図るよう要望活動を行います。
(公財) 栃木県産業振興センター	<p>産業界、学術研究機関及び行政機関との連携のもと、多様な産業資源を活用し、高度技術の開発及び利用の促進、創業や新分野展開など新事業の創出促進、中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的に推進することにより、県内産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>事業計画重点目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業訪問等の充実を図り、企業情報・現場に密着した支援を充実する。 2. 地域の大学や金融機関、商工団体等とのさらなる連携協力による、創業支援や高度技術の開発、新分野展開等の支援活動を行う中核的な機関として機能を強化する。 3. 県との密接な連携のもとに、国の支援制度等の積極的な導入や独自技術の開発、地域資源の活用など、強い競争力を持つ企業の創出と育成を図るための支援を強化する。 4. ビジネスマッチング商談会等による県内中小企業の受注機会の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口対応 経営支援に係る相談窓口を常時開設（県専門家派遣） ・中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業の実施 「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」の地域プラットフォーム「とちぎ産業振興ネットワーク」の代表機関となり専門家派遣を行っている。 ・H24 補正予算「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」申請支援、事業再生のための新分野進出等を支援する本補助金について、「申請書のブラッシュアップ支援」及び「認定支援機関としての確認書発行」を行い、県内中小企業の本補助金への申請を支援した。 ・競争力強化促進事業（県単専門家派遣） 中小企業等の経営、技術、情報化等の諸問題に対し、中小企業診断士等の専門家を派遣し、企業診断・助言等を行い経営力向上の支援を行っている。 ・債権管理 設備資金貸付及び設備の貸与（割賦・リース）の企業に対し、事後指導等を行っている。 ・ビジネスマッチング商談会等による県内中小企業の受注機会の確保を行っている。
栃 木 県	<p>とちぎ中小企業支援ネットワークへの参加を通じ、ネットワーク会員等の関係機関との情報交換及び積極的支援の要請を図るとともに、県制度融資の利用の促進、金融円滑化特別相談窓口における専門家派遣等により県内中小企業の資金繰り・経営改善を支援していきます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県制度融資における支援 <ol style="list-style-type: none"> ア) 経営サポート借換資金の借換対象の拡大 借換を行うことにより月々の返済負担を軽減し資金繰りの改善を図るため、借換対象資金を、これまでの3資金から8資金に拡充。 イ) 中小企業経営改善資金の充実強化 企業再生から経営改善に目的・趣旨を変更し、より広く資金調達を支援するため、融資限度額の増額（1億円→2億円、小規模事業者は4,000万円→8,000万円）や、要件を緩和。 ウ) 融資期間延長制度の継続 H25年度においても3年（震災関連は5年）の期間延長制度を継続。 (2) 金融円滑化特別相談窓口における専門相談員派遣 中小企業診断士等の専門相談員を派遣して、経営改善計画等の策定支援や計画策定後のフォローアップ等を実施。
栃木県信用保証協会	<p>金融円滑化法期限到来後も、これまでと同様、借換や条件変更等による資金繰り支援に取り組む、個々の実情に応じた柔軟な対応に努めていきます。</p> <p>また、経営改善に取り組む企業に対しては、関係機関と連携した経営支援の実施により、これまでの金融支援のみならず、中小企業・小規模事業者の経営力強化に資する金融と経営支援の一体的な取組みを推進していきます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資金繰り支援 <ul style="list-style-type: none"> ・借換保証や返済緩和・猶予等の条件変更については、引き続き柔軟な対応に努めます。 ・経営改善に取り組む企業への新規保証や借換については、経営力強化保証を積極的に活用します。 2. 関係機関との連携強化による経営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局として、とちぎ中小企業支援ネットワークを運営し、関係機関相互の連携強化を図ることで経営支援の実効性を高めます。 ・経営改善意欲のある企業者については、経営サポート会議を活用し金融調整を図ります。 3. 相談業務、経営改善計画策定支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画の策定が必要な企業に対しては、当協会の外部専門家等活用支援事業による専門家派遣や国の認定支援機関による経営改善計画策定支援事業との連携により計画策定を支援します。 ・中小企業・小規模事業者の経営課題や資金繰り相談に対応するため、外部専門家や職員による経営相談会を実施するなど、相談体制の充実に努めます。